

10月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01

10・11月のコロナワクチン 集団接種日程のお知らせ

問 保健福祉課
(TEL) 0848-67-6019



↑市HP

9月に送付した接種券または未使用の接種券を使用して接種してください。接種券を紛失した場合は、再発行の手続きが必要です。
【使用ワクチン】オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン(ファイザー社製、モデルナ社製)

【場所】①【三原会場:中央公民館】10月9日(月・祝)～13日(金)・17日(火)・19日(木)・24日(火)～26日(木)、11月4日(土)～8日(水)

②【本郷会場:本郷生涯学習センター】10月14日(土)・15日(日)・21日(土)・22日(日)

③【久井会場:旧久井小学校屋内運動場】10月31日(火)～11月2日(木)

④【大和会場:大和勤労福祉センター】10月24日(火)～27日(金)

【受付時間】①②は9時15分～11時15分、13時15分～16時15分③④は9時15分～11時15分、13時15分～15時15分

※ 初回接種(1・2回目)を完了し、前回接種日から3カ月以上経過した12歳(中学生)以上の人

02

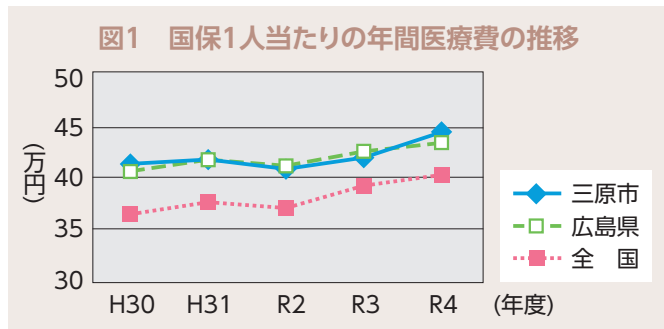
国保に加入している皆さんへ 医療費の削減に協力を

国保とは?

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。

●全国平均を大幅に上回る医療費

市では、国保1人当たりの医療費が全国平均と比べて多くかかっています(図1)。医療費を少しでも低く抑えるために、できることから取り組んでいきましょう。



●みんなでできる医療費の削減

- 病気の予防と早期発見・治療のため、定期的に健診やがん検診を受けましょう
- かかりつけ医を決めておきましょう
- お薬手帳を活用し、受診のときに提示しましょう
- 医療機関や薬局に相談し、ジェネリック(後発)医薬品を利用しましょう

家計にやさしいジェネリック医薬品を使ってみませんか?

🌟お薬代を節約できます。ジェネリック医薬品は特許切れの新薬をもとに、開発期間やコストを削減して作られるため、お薬によっては自己負担額が3～5割も安くなる場合があります。効き目、安全性は新薬と同等です。

詳しくはHPをご覧ください。 [広島県ジェネリック検索](#)

広島県薬剤師会 マスコットキャラクター ヤクザイくん

問 保険医療課(TEL) 0848-67-6050 FAX 0848-64-2130

03

10月はデジタル月間! ネット上のデマやフェイクニュースに気を付けましょう

問 広報戦略課
(TEL) 0848-67-6007
(FAX) 0848-64-7101

SNSでは誰もが容易に情報発信できるため、デマやフェイクニュースなどの誤った情報が発信される場合もあります。情報をうのみにせず、正確性が判断できない場合は投稿・拡散しないことが大切です。



【情報の正確性の確認方法】

- ほかの情報と比較する
ネットで検索し、複数の情報を読み比べましょう
- 情報の発信元を確かめる
信頼できる発信者やホームページなのか確認しましょう
- いつ頃書かれた情報なのか確かめる
情報が古い場合、現状とは異なるため注意しましょう
- 元となっている情報を確かめる
引用元などの情報源を探して確かめましょう

04 | 子育て世帯臨時特別給付金の手続きをお忘れなく

【給付額】対象児童1人当たり1万5千円

- 【函】①令和5年5月分の児童手当を受給した公務員
 ②平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの児童の養育者
 ③平成20年4月2日～令和5年4月30日生まれの児童の養育者で、所得上限額超過により児童手当を受給していない人
 ④令和5年5月1日～令和6年4月1日に生まれた児童の養育者
 ※①～③は令和5年4月30日時点④は児童の出生時に、市に住所がある人。
 ※所得制限はありません。
 ※申請不要の受給者には9月19日(火)に支給済みです。

【支給日】申請月の翌月以降

- 【甲】①～③の人は令和6年2月29日(木)までに、④の人は令和6年4月30日(火)までに申請用紙を子育て支援課(市役所本庁2階)へ



←市HP

子育て支援課
 (TEL 0848-67-6045)



05 | 乳幼児等医療費を高校生まで助成し、所得制限を撤廃します

10月1日から、乳幼児等医療費の助成対象を18歳までに拡大し、所得制限を撤廃します。

【函】次の全てに該当する子どもの保護者

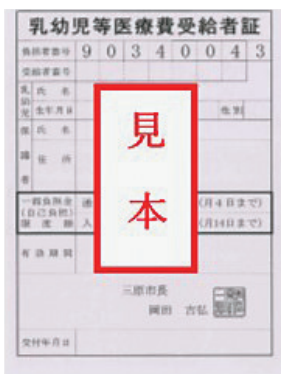
- ①平成17年4月2日以降生まれで、市に住民票がある
 ②健康保険に加入している※保護者の扶養から外れている場合は対象外。
 ③ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費、生活保護を受給していない

●制度内容

医療機関で、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。ただし、同一医療機関に、通院は同月4日まで、入院は同月14日まで、1日500円の支払いが必要です。

予防接種、薬の容器代、室料差額、文書代など、健康保険の対象とならないものや入院時の食事負担額、健康保険の高額療養費、付加給付は助成対象になりません。

この受給者証を窓口で提示することで、支払いが自己負担額までになります。→



●助成を受けるには申請が必要です

新たに対象となる見込みのある子どもの保護者に申請書を送付しています。届いていない人は子育て支援課へ問い合わせてください。

【甲】子育て支援課 (TEL 0848-67-6045)



↑市HP



06 | 10月は浄化槽月間 浄化槽法定検査を必ず受けましょう

トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭の発生や環境の汚染につながります。浄化槽の機能を適正に保つため、浄化槽を管理(設置)している人は、浄化槽法により次のことが義務付けられています。

- ①保守点検 ②清掃 ③法定検査

浄化槽を設置・廃止、管理者を変更するなどした場合は、生活環境課(市役所本庁3階)で手続きしてください。

指定地域で、単独処理浄化槽などから小型合併処理浄化槽に転換をする場合は、設置費の一部を補助する制度があります。

※詳しくは市HPで確認してください。

生活環境課
 (TEL 0848-67-6168)



↑市HP

